

平成 2 9 年 第 1 回 定 例 会

## 民 生 環 境 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 館 田 瑠 美 子

副 委 員 長 軽 米 智 雅 子

1 開催日時 平成29年3月9日（木曜日）

2 開催場所 第4委員会室

3 審査案件

議案第77号 青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の制定について

議案第87号 青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 青森市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	舘田 瑠美子	委員	葛西 育弘
副委員長	軽米 智雅子	委員	斎藤 憲雄
委員	竹山 美虎	委員	小倉 尚裕
委員	橋本 尚美	委員	小田桐 金三
委員	中村 美津緒		

○欠席委員

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

環境部長	木村敏幸	環境部参事	葛西俊一
環境部理事	小松文雄	健康福祉部次長	館山新
健康福祉部長	能代谷潤治	健康福祉部参事	加福拓志
健康福祉部理事	木浪龍太	健康福祉部青森市保健所副所長	山口朋子
健康福祉部理事	浦田浩美	市民病院事務局次長	石岡尊広
市民病院事務局長	安保明彦	市民病院浪岡病院参事	兼平一成
環境部次長	高坂俊秋	関係課長等	
環境部参事	竹内芳		

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主査	柴田聡
----------	------	---------	-----

**○館田瑠美子委員長** ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案6件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第77号「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第77号「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料1ページをごらんください。

初めに、1の制定理由についてですが、障害及び障害のある人に対する市民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別を解消し、及び障害のある人の権利を尊重するために必要な事項を定めることにより、共生社会の実現を図るため制定しようとするものであります。

次に、2の制定内容につきましては、本条例は、前文及び4つの章で構成しており、第1章が「総則」、第2章が「障がいのある人の権利の尊重」として、差別の禁止や相談体制、事案解決のための組織について、第3章が「共生社会実現に向けた取組」として、市民の理解促進、情報の取得及び意思疎通、自立と社会参加について規定し、第4章が「雑則」であり、全27条となっております。

それでは、2ページをごらんください。2ページ以降は条例の逐条解説となっており、条例の具体的な内容については、これに沿って御説明をさせていただきます。

まず、前文の内容となりますが、前段で、本市の取り組みや現状を、中段で、条例を制定する背景や必要性を記載しており、最後の2行となりますが、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指すという条例制定の趣旨を明示させていただきました。

次に、資料4ページをごらんください。

第1章「総則」につきましては、第1条から第5条までとなりますが、第1条では、障害及び障害のある人に対する市民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別を解消し、及び障害のある人の権利を尊重するための基本的な事項等を定めることにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を図るという本条例の目的を規定しております。

第2条では、本条例で使用する用語の定義を規定しております。

次に、6ページをごらんください。

第3条では、本条例の基本的な考え方として、基本理念を第1号から第5号まで規定しております。

第1号では個人としての権利が平等に尊重されること、第2号では権利利益が侵害されないこと、第3号では社会的障壁の除去のための合理的配慮がされること、第4号では障害及び障害のある人に対する理解を深める普及啓発が行われること、第5号では意思疎通のための手段について、選択の機会の確保と拡大が図られることとしており、これらを基本として、共生社会の実現に向けた取り組みを行っていくこととしております。

次に、8ページをごらんください。

第4条では、市の責務について、第5条では、市民及び事業者の責務について規定しております。以上が、第1章であります。

次に、9ページをごらんください。

第2章「障がいのある人の権利の尊重」につきましては、第6条から第17条までとなっております。

第1節「障がいのある人に対する差別等の禁止」につきましては、第6条及び第7条からなっております。第6条第1項では、障害を理由とする差別、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないということ、同条第2項では、間接的な差別についても理解するという事について規定しております。

次に、10ページをごらんください。

第7条第1項では、障害のある人の社会的障壁を取り除いていくために、市が合理的配慮をしなければならない場面について、第1号から第7号まで具体的に掲げておりました。第1号では医療等のサービスを提供するとき、第2号では施設の利用に供するとき、第3号では情報の提供及び受領するとき、第4号では災害時及び緊急時の援護を行うとき、第5号では商品の販売等のサービスを提供するとき、第6号では雇用するとき、第7号ではその他必要と認められるときとしております。同条第2項では、これらの場面における合理的配慮は、市民及び事業者におきましては、努力義務があるということの規定しております。

次に、11ページをごらんください。

第2節「障がいを理由とする差別に対する相談体制」については、第8条から第11条までとなっております。

第8条第1項では、障害を理由とする差別について市に相談ができるということ、同条第2項では、市が相談を受けたとき、必要に応じて行う事実の確認や調査、助言等の対応について、第1号から第4号まで規定しております。

12 ページとなりますが、第 9 条第 1 項では、市が対応した相談が解決されない場合、市長に対し、助言またはあっせんの申し立てができるということ、同条第 2 項では、この申し立ては、行政庁の処分に対してはすることができないということを規定しております。

13 ページとなりますが、第 10 条では、市長に申し立てがあった場合の青森市障がい者差別解消調整委員会への諮問、及び諮問に対する答申を受け助言またはあっせんを行うことまでの流れを規定しており、14 ページとなりますが、第 11 条では、助言またはあっせんに従わない場合、市長は、助言またはあっせんに従うよう勧告ができる旨を規定しております。

次に、15 ページをごらんください。

第 3 節「青森市障がい者差別解消調整委員会」につきましては、第 12 条から第 17 条までとなっております。助言またはあっせんを行うことの適否を判断し、申し立て事案について調査審議する青森市障がい者差別解消調整委員会——以下、調整委員会といたしますが、その組織や機能、運営等について規定しております。

第 12 条では、調整委員会の組織の設置とその役割について、16 ページとなりますが、第 13 条では、調整委員会の委員の人数や構成について、17 ページとなりますが、第 14 条では、委員の任期及び守秘義務等について、18 ページとなりますが、第 15 条では、委員長及び副委員長の選出とその任務について、19 ページとなりますが、第 16 条では、調整委員会の会議の運営について、20 ページとなりますが、第 17 条では、調整委員会の運営に関する委任事項について規定しております。ここまでが第 2 章であります。

次に、21 ページをごらんください。

第 3 章「共生社会実現に向けた取組」につきましては、第 18 条から第 26 条までとなっております。基本理念を受けて、共生社会の実現に向けた市の具体的な取り組みを規定しております。

第 1 節「市民の理解促進」につきましては、第 18 条及び第 19 条からなっており、障害及び障害のある人に対する理解を深めていくために、第 18 条では、広報及び啓発活動を推進していくということ、第 19 条では、障害のある人とない人が交流できるようにしていくことを規定しております。

次に、22 ページをごらんください。

第 2 節「情報の取得及び意思疎通」につきましては、第 20 条から第 24 条までとなっております。障害のある人の情報の取得や障害のある人とない人との相互理解を進めるために必要な取り組みについて規定しております。

第 20 条では、障害のある人の情報の取得や意思疎通が容易にできるよう必要な支援を行うということ、第 21 条では、手話や点字、平易な表現など、障害の特性に配慮した情報提供を行うということ、23 ページとなりますが、第

22 条では、災害時や緊急時にも、障害のある人が情報を取得したり伝えることができるよう、多様な情報手段を確保するという、第 23 条第 1 項では、障害の特性に応じた意思疎通の手段を普及していくということ、同条第 2 項では、手話を言語として、その理解の促進と普及を図っていくということ、24 ページとなりますが、第 24 条では、障害のある人の意思疎通を支援する方々を養成し、技術向上のための取り組みを行うということについて規定しております。

次に、25 ページをごらんください。

第 3 節「自立と社会参加」につきましても、第 25 条及び第 26 条からなっております。障害のある人の自立と社会参加を支援し、促進していくための取り組みについて規定しております。

第 25 条では、関係機関と連携して、障害のある人の就労や事業者の雇用に向け必要な取り組みを行っていくということ、26 ページとなりますが、第 26 条では、公共交通事業者その他の関係者と連携して、安全で快適に利用できる交通手段が提供されるよう支援する旨を規定しております。ここまでが第 3 章であります。

次に、27 ページをごらんください。

第 4 章「雑則」であります。第 27 条は委任規定としております。

次に、28 ページをごらんください。

附則であります。第 1 項は施行期日についてを、第 2 項は第 2 章第 3 節の青森市障がい者差別解消調整委員会の委員報酬に関する規定を追加するため、青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、第 3 項は、当該調整委員会の委員の費用弁償に関する規定を追加するため、青森市費用弁償条例の一部改正についてを規定しております。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日を予定しております。

以上、議案第 77 号について御説明いたしました。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。橋本委員。

**○橋本尚美委員** 10 ページの合理的配慮のところなんですけれども、説明の最後のほうで努力義務という言葉が出てまいりましたが、どういった意味なのかもう少し教えてください。

**○館田瑠美子委員長** 浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** ただいまの御質問ですけれども、この合理的配慮をしなければならない、また、市民及び事業者にあっては努めるものとするというのは、障害者差別解消法を受けての規定ということになりまして、

障害者差別解消法におきましては、自治体にあつては、事務事業の実施において合理的配慮をしなければならないという義務がありまして、市民及び事業者にあつては合理的配慮に努めるものとするということが本項で規定されているものであります。

○**館田瑠美子委員長** 橋本委員。

○**橋本尚美委員** もう一度確認です。合理的配慮について、市民及び事業者においては努力義務ということですが、市はどうなんですか。

○**館田瑠美子委員長** 浦田健康福祉部理事。

○**浦田浩美健康福祉部理事** 社会的な障壁を取り除いていくために、市にあつては、合理的な配慮をしていかなければならないということです。

○**館田瑠美子委員長** 斎藤委員。

○**斎藤憲雄委員** 15 ページの第 12 条なんですが、調整委員会は障害者差別解消支援地域協議会の事務を行うとなつていますが、これは同一のものと考えてよろしいのでしょうか。

○**館田瑠美子委員長** 浦田健康福祉部理事。

○**浦田浩美健康福祉部理事** この組織にあつては同一のもので、調整委員会の機能と、一方で障害者差別解消支援地域協議会としての機能も担うということなんです。

○**館田瑠美子委員長** 斎藤委員。

○**斎藤憲雄委員** 第 21 条と第 22 条で情報伝達という部分が、第 24 条で人材育成という部分があります。ちょっと気になったのが、第 22 条で、多様な情報手段を確保するものとするところとあり、解説で、災害時または緊急時に障害の特性に配慮した多様な情報手段を確保することを規定しているとあります。多様な情報手段ということについて、災害時の無線などを障害者家庭に対して配置するという考え方は持っているんですか。というのは、緊急時になれば、手話だ何だといつても、なかなか全体に行き渡らないという部分も出てくるので、そういった場合の情報手段を確保するということについてはどういう考え方なんですか。

○**館田瑠美子委員長** 浦田健康福祉部理事。

○**浦田浩美健康福祉部理事** 災害時にあつては、市はこういった援護を要する方々について、避難への支援という役割がありますので、外で何が起つているかということ視覚の障害がある方に伝えるための手段、聴覚の障害がある方に伝えるための手段、あるいは知的な障害がある方にあつては平易に伝える、また、発達障害の方にあつてはわかりやすい情報を示して伝えるということです。また、緊急時というのは、救急などで病院に行った際に、自分の症状を伝えるための手段として、そこに通訳者がいることだとか、あるいは先ほど言ったような、さまざまな意思疎通の手段ということを確保す

ることとしていくという意味であります。

○**館田瑠美子委員長** 斎藤委員。

○**斎藤憲雄委員** 要支援とはいろいろあるんだけど、あちこちに障害者の方々がいるといった場合に、よく災害対策として、光で確認させることとか、あるいは緊急無線というか、災害用ラジオで伝えることなど、ソフト面だけではなく、ハード面の部分も含めて、今後配置を考えていくということでもいいですか。

○**館田瑠美子委員長** 浦田健康福祉部理事。

○**浦田浩美健康福祉部理事** ハード面の配慮や配置ということに関しては、関係機関との連携のもとで、できる限り、その方策についても考えてまいりたいと思います。

○**館田瑠美子委員長** 軽米委員。

○**軽米智雅子委員** 16ページの調整委員会の委員はもう既に決まっているのでしょうか。

○**館田瑠美子委員長** 浦田健康福祉部理事。

○**浦田浩美健康福祉部理事** 調整委員会の委員のメンバーにつきましては、第13条の組織のところに書いてある方々で構成するということですが、その者につきましては、本条例が制定されておりませんので、まだ決まっておりません。

○**館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第88号「青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、内容に関連があることから、一括議題といたします。

なお、採決は議案ごとに行います。

両案に対する説明を当局から求めます。浦田健康福祉部理事。

○**浦田浩美健康福祉部理事** 議案第87号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

の制定について」及び議案第 88 号「青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、内容に関連がありますので、一括して御説明させていただきたいと思ひます。

まず、今般改正する 2 つの条例の違いについて説明をさせていただきたいと思ひます。お手元に配付してあります議案第 87 号関係資料 2 をごらんください。

議案第 87 号の青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例は、障害福祉サービス事業者が市の指定を受けて、自立支援給付を受けサービスを提供するに当たり従うべき基準、いわゆる指定基準を規定している条例となります。

議案第 88 号の青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、障害福祉サービス事業者が施設の運営に当たり従うべき基準、いわゆる最低基準を規定している条例であります。

先に、この最低基準を規定する条例から説明をさせていただいたほうがわかりやすいことから、議案第 88 号「青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」御説明させていただきます。

議案第 88 号関係資料 1 をごらんください。

まず、本条例の制定理由につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、就労継続支援 A 型事業所の管理運営に係る規定が一部改正されたことから、所要の改正をするため、制定しようとするものであります。

今般、改正の対象となっております就労継続支援 A 型事業所とは、点線で囲んでおりますけれども、障害のある方や難病に罹患している方で、通常の事業所で働くことが困難な方を対象にして、就労や生産活動その他の活動の機会、知識や能力の向上のための訓練を提供する障害福祉サービス事業所のこと、この事業者は、利用者と雇用契約を結んで生産活動の機会を提供して、最低賃金以上の賃金を支払うこととなっております。

事業者は、サービス提供の報酬として、利用者 1 人 1 日当たり 5840 円程度の自立支援給付を国等から受けておりまして、この自立支援給付は、事業所における基準上の従業者の人件費や管理運営に係る経費に充当することとされております。

次に、2 の改正の背景であります、このたびの改正は、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会において、就労継続支援 A 型事業所について、利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短くする、また、生産活動の内容が適切ではないなどの不適切な事例がふえているとの指摘があったことが背景となっているものであります。

これを受けまして、事業者として、利用者の意向に沿ったサービスを提供するという、及び適切な内容の生産活動の実施を確保することの必要が生じたものであります。

次に、3の改正の内容についてであります。ただいま申し上げましたとおり、利用者の意向に沿ったサービスの提供を確保するため、1つには、利用者の希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の義務規定の追加をすること、2つには、就労継続支援A型事業者が定めるべき運営規程の項目として、生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃を追加すること、3つには、事業者による適切な内容の生産活動の実施を確保するために、就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る収入から必要経費を控除した額が、賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定を追加するものであります。

具体的な改正内容は、関係資料2の新旧対照表で御説明させていただきます。ただいま御説明申し上げました関係資料1もあわせてごらんいただければと思います。

まず、新旧対照表の第68条の2ですが、関係資料1の3の改正の内容(2)の改正に当たるものであり、第68条の2の第6号の就労継続支援A型の生産活動の内容、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間を追加し、就労継続支援A型の運営規程について、新たに第68条の2として整理するものであります。

次に、新旧対照表2ページの第75条になりますが、関係資料1の3の改正の内容(1)の改正に当たる部分であり、就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないとの義務規定を、第3項として追加しております。

次に、第76条になりますが、これは関係資料1の3の改正の内容(3)に当たる部分であり、就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る収入から必要な経費を控除した額が、賃金の総額以上となるようにしなければならないとの規定を第2項に追加し、以下の項を繰り下げるとともに、引用する項が繰り下がったことから、第5項では、第2項を第3項に繰り下げしております。

最後に、第81条ですが、このたびの改正では、第68条の2として運営規程の条文を新たに設けましたことから、これまで準用していた条文について削除したものであります。

次に、議案第87号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。議案第87号関係資料1をごらんください。

1の制定理由、2の改正の背景は先ほど御説明申し上げました内容と同じ

であります。

3の改正の内容につきましても、先ほどと同じ内容となりますが、本条例は、自立支援給付に係る内容も規定しておりますことから、改正の内容(3)の2つ目のアンダーラインを引いている部分となりますが、利用者に支払う賃金及び工賃の額について、原則、自立支援給付から充当してはならない旨の規定を追加するものであります。

具体的な改正内容は、関係資料3の新旧対照表で御説明いたしますので、ただいま御説明申し上げました関係資料1とあわせてごらんください。

初めに、第180条では、関係資料1の3の改正の内容(1)の改正として、就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないとの義務規定を、第3項として追加しております。

次に、第181条では、関係資料1の3の改正の内容(3)の1つ目の改正に当たりますが、就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る収入から必要な経費を控除した額が、賃金の総額以上となるようにしなければならないとの規定を第2項に追加して、以下の項を繰り下げるとともに、引用する項が繰り下がったことから、第5項では、第2項を第3項に繰り下げております。

また、関係資料1の3の改正の内容(3)の2つ目の改正である自立支援給付に係る内容といたしまして、賃金及び工賃の額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない旨の規定を、第6項として追加しております。

次に、第185条の2では、関係資料1の3の改正の内容(2)の改正部分となりますが、第6号の就労継続支援A型の生産活動の内容、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間を追加し、就労継続支援A型の運営規程について、第185条の2として整理するものであります。

最後に、新旧対照表2ページの第186条では、このたびの改正で第185条の2として運営規程の条文を新たに設けましたことから、これまで準用していた条文について整理したものであります。

なお、両条例とも施行期日につきましては、平成29年4月1日としております。

以上、議案第87号及び議案第88号につきまして御説明いたしました。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第 87 号について採決いたします。

議案第 87 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 88 号について採決いたします。

議案第 88 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 89 号「青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** 議案第 89 号「青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第 89 号 関係資料 1 「青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について」をごらんください。

初めに、1 の制定理由であります。本市におきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 14 条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る経過措置を定める条例によりまして、平成 29 年 4 月 1 日から介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業を実施することとしており、このことに伴いまして、介護保険法の改正内容に基づき、青森市デイサービスセンター条例について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2 の主な改正内容について御説明いたします。

(1) 利用対象者の区分変更及び用語の整理についてであります。現行の規定では、左側表上段の「要介護又は要支援の認定を受けた者」が一つの利用対象者の区分となっておりますが、これが「要介護の認定を受けた者」として一つの区分となります。

また、表の下段の「要介護又は要支援の認定を受けるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者」の利用対象者の区分は、右側となりますが、「要支援の認定を受けた者」と「要介護又は要支援の認定を受けるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者」で一つの区分となります。

また、それぞれの利用対象者の名称は、介護保険法の規定に基づきまして、

前者は「居宅要介護被保険者」に、後者は「居宅要支援被保険者等」と整理するものであります。

続いて、(2) 利用対象者の明確化についてであります。現行では、障害者については、「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」と規定していたところでありましたが、事実上は、身体障害者、知的障害者、精神障害者の区別なく利用していることから、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に基づく障害者」と定めて、明確化するものであります。

次に、(3) 利用対象者の登録規定の削除についてであります。新しい総合事業の実施に伴いまして、その利用対象者全てが把握できることとなりますことから、利用対象者としての申請登録は不要であり、規定を削除するものであります。

次に、(4) の利用料金についてであります。新しい総合事業の対象者に係る利用料金及び本人負担額について新たに規定するほか、要介護の認定を受けた者に係る利用料金及び本人負担額の規定について整理するものであります。

具体的には、議案第89号関係資料2「青森市デイサービスセンター条例新旧対照表」をごらんください。

条例第6条第2号及び第3号の利用対象者におきましては、改正前第6条第2号の介護保険法に規定する「要介護又は要支援の認定を受けた者」については、要介護の認定を受けた者を一つの区分として、改正後第6条第2号といたしまして、名称を「居宅要介護被保険者」と改正するものであります。

また、改正前第6条第2号の残る要支援の認定を受けた者と、改正前第6条第3号の「要介護又は要支援の認定を受けるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者」を一つの区分として、改正後第6条第3号といたしまして、名称を「居宅要支援被保険者等」と改正するものであります。

また、第6条第4号につきましては、障害者については、「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」と規定しておりましたが、事実上は、身体障害者、知的障害者、精神障害者の区別なく利用していることから、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者」と定め、利用対象者を明確化するものであります。

2ページをごらんください。

利用対象者の登録について規定する第7条について、新しい総合事業の実施に伴い、その利用対象者全てが把握できることとなりますことから、利用対象者としての申請登録は不要であり、削除するものであります。これにより、次条以降について1条ずつ繰り上がります。

改正後第7条は、第6条で整理した利用対象者の名称について改正すると

ともに、同条第1項第2号において、新しい総合事業の利用対象者に係る利用料金について介護保険法施行規則に基づき、新たに定めるものであります。

3ページをごらんください。

第7条第1項第4号につきましては、条ずれに伴う改正をするものです。

次に、第7条第3項については、本人負担額について定めておりますが、第6条で整理した利用対象者の名称について改正するとともに、同条第1号では、居宅要介護被保険者の本人負担額について、介護保険法の規定に基づき、読みかえ規定を加え、同項第2号では、居宅要支援被保険者等の本人負担額について、介護保険法施行規則に基づき、読みかえ規定を含めて新たに定めるものであります。

最後に、附則には、施行期日を平成29年4月1日とすること、また、経過措置として、要支援の認定を受けている方については、認定有効期間の満了に伴い、順次新しい総合事業対象者へ移行していきませんが、それまでの間は、改正前条例の規定を適用することについて定めております。

以上、議案第89号について御説明いたしました。委員の皆様には、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。葛西委員。

**○葛西育弘委員** 浦田健康福祉部理事からの説明では、新しい総合事業が実施されるに伴って、今後、名称が変わるというイメージはわかるんですけども、例えば、これまで要介護または要支援の認定を受けていた方が、今までのサービスが使えなくなるというイメージではないと思いますが、言葉、名称の部分をもうちょっと具体的に説明してほしいです。今までの人もそのまま使えると思いますが、要支援や要介護が居宅要介護被保険者などに言葉が変わるわけなので、その辺をもうちょっと詳しくお願いします。

**○館田瑠美子委員長** 浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** 対象者そのものは、改正前、改正後も同様でありまして、その区分を変えたということで、要介護の方々は介護保険法の改正で使用している言葉の居宅要介護被保険者ということで用語を整理させていただいたところです。そして、要支援の認定を受けた方、基本チェックリストなどでリスクがあって、将来的に要介護または要支援の認定を受けるおそれが高い虚弱な状態にあるという方々を一つの区分といたしまして、この方々を介護保険法で規定している言葉の居宅要支援被保険者等ということで用語を整理し、この居宅要支援被保険者等が、いわゆる総合事業の対象者の枠となります。したがって、これまでサービスを要支援で御利用していた方々は、そのまま継続した形で利用することになりますし、おそれが高い方々というのも同様であります。区分を変えて、総合事業が本年4月から実施する

ことに伴って、その方々の区分ということを確認にしたというところであり  
ます。

○館田瑠美子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館田瑠美子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館田瑠美子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 89 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 90 号「青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定  
について」及び議案第 91 号「青森市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条  
例の制定について」は、内容に関連があることから、一括議題といたします。

なお、採決は議案ごとに行います。

両案に対する説明を当局から求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 おはようございます。（「おはようございます」  
と呼ぶ者あり）議案第 90 号「青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例  
の制定について」及び議案第 91 号「青森市公衆浴場法施行条例の一部を改正  
する条例の制定について」は、内容に関連がありますことから、一括して御  
説明申し上げます。

初めに、議案第 90 号「青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制  
定について」御説明申し上げます。

お手元にお配りしております議案第 90 号関係資料 1 をごらんください。

1 の制定理由ですが、青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に  
関する条例が一部改正され、入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に  
関する事務が県から市に移譲されることに伴い、青森市旅館業法施行条例に  
規定する入浴施設の衛生措置の基準について、所要の改正をするものであり  
ます。

2 の対象施設につきましては、洋式の構造を主とするホテル、和式の構造  
を主とする旅館、宿泊する場所を多数人で共用する構造を主とする簡易宿所  
等に附随する入浴施設が対象となります。

3 の改正内容につきましては、青森市旅館業法施行条例に規定する衛生措  
置の基準に、青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条  
例に規定する基準と同様、水質基準、浴槽水の換水頻度、水質検査の実施及  
び検査頻度等を追加するものであります。

具体的な改正内容につきましては、議案第 90 号関係資料 2 の新旧対照表を

ごらんください。

青森市旅館業法施行条例第5条では、施設の衛生措置の基準を定めており、レジオネラ症の発生を予防するため、同条第11号の次に第12号として11の項目を追加するものであります。

初めに、イの項では、原水のレジオネラ属菌の水質基準について規定しております。

ロの項では、貯湯槽内の水の温度を60度以上に保つなどの貯湯槽内の管理基準について規定しております。

ハの項では、循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤により消毒するなどの消毒基準について規定しております。

2ページになりますが、ニの項では、浴槽水の換水は1日に1回以上とするなどの換水頻度について規定しております。

ホの項では、浴槽の清掃は1日に1回以上とするなどの清掃頻度について規定しております。

ヘの項では、循環式浴槽の付属配管の洗浄は1週間に1回以上とする洗浄頻度について規定しております。

トの項では、浴槽水のレジオネラ属菌検査を1年に1回以上とするなどの検査頻度について規定しております。

3ページになりますが、チの項では、浴槽水を浴室内の給水栓に供給している場合のレジオネラ属菌の検査は3カ月に1回以上とする検査頻度について規定しております。

リの項では、レジオネラ属菌が検出された場合の市への報告について規定しております。

ヌの項では、貯湯槽及び配管の管理基準について規定しております。

最後に、ルの項では、ロからヌまでの項に規定した措置等の記録及び保管について規定しております。

以上が、青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の改正内容となります。

本条例の施行期日につきましては、公布の日を予定しております。

続きまして、議案第91号「青森市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第91号関係資料1をごらんください。

1の制定理由、3の改正内容につきましては、先ほど議案第90号で御説明した内容と同様でありますので、御説明は割愛させていただきます。

2の対象施設は、地域住民の日常生活に必要な浴場である一般公衆浴場並びにスポーツ施設に設置される浴場などその他の公衆浴場の入浴施設が対象となります。

具体的な改正内容につきましては、議案第91号関係資料2の新旧対照表をごらんください。

青森市公衆浴場法施行条例別表第1並びに別表第2では、一般公衆浴場並びにその他の公衆浴場の衛生措置の基準を定めており、別表第1の6の項に、附帯サウナ室に入浴者の衛生を確保するための措置の基準を追加するほか、先ほど議案第90号で御説明申し上げた、追加するこの項から別の項までと同様の基準を、別表第1並びに別表第2にそれぞれ追加するものであり、議案第90号関係資料2の新旧対照表の御説明と重複いたしますので、御説明は割愛させていただきます。

以上が、青森市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の改正内容となります。

本条例の施行期日につきましては、公布の日を予定しております。

以上、議案第90号及び議案第91号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 去年ですけれども、浪岡の健康の森花岡プラザでレジオネラ属菌の発生がありました。当時、まず花岡プラザで検体を保健所に持って行ったと思いますが、この保健所というのは市になっていたんですか。それとも県になっていたんですか。検体を提出するのはどこになっていたんですか。

**○館田瑠美子委員長** 木浪健康福祉部理事。

**○木浪龍太健康福祉部理事** 検体を提出するのではなくて、その営業者が自分で調べて報告するんですけれども、それでレジオネラ属菌が出た場合、その報告はまず最寄りの保健所となりますが、レジオネラ属菌につきましては、県にまず指導権限があるんですけれども、衛生基準の指導権限が市にはありますので、県と確認して、市が執行したような形になっております。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** あのケースでいえば、市の施設なので、市の浪岡事務所健康福祉課でまずは調べたところ、それで出たということで、それを改めて市の保健所に相談したということですか。それとも県だったんですか。

**○館田瑠美子委員長** 木浪健康福祉部理事。

**○木浪龍太健康福祉部理事** まずは保健所ということで、市の保健所に浪岡事務所健康福祉課から相談がありました。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 例えば、食品衛生業界は全て市の指導になっていたと思いますが、公衆浴場、温泉等については、市ではなくて、県のほうだったんで

すか。

○**館田瑠美子委員長** 木浪健康福祉部理事。

○**木浪龍太健康福祉部理事** 旅館と公衆浴場の指導は、青森市保健所を設立した際、衛生措置の基準につきましては市になっているんですけども、県の条例において、レジオネラ症に関する指導は、そのほか医療施設、社会福祉施設等の4つの施設を対象としており、このたび、医療施設と社会福祉施設等が県から移譲されることになりましたので、旅館と公衆浴場についても県と同様の基準を規定するという事なんです。

○**館田瑠美子委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 食品衛生業界で、例えば飲食業、ホテル業、そして旅館業などさまざまな業界の方の会議があって、県の保健所の方も出席して講演します。ある意味で、飲食の部分と公衆浴場の部分というのが分かれていたんですね。私はてっきり保健所というくくりで、全て市が担当すると思っていたんですけども、それが今度、こういう部分で移譲されるということで、ますます仕事がふえるということですね。大変ですね。わかりました。

○**館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第90号について採決いたします。

議案第90号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号について採決いたします。

議案第91号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )